

研究不正に関する規程の改正について

【背景及び経緯】

- これまで平成18年に策定されたガイドラインに基づき各機関にて対応。昨今、不正行為の事案が後を絶たず社会問題化していることからガイドラインを見直し。
- 従来、研究活動における不正行為への対応が研究者個人の責任に委ねられている側面が強かったことを踏まえ、今後は大学等の研究機関が責任を持って不正行為の防止に関わることにより対応を強化。
- 平成26年8月26日付けで、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（文部科学大臣決定）（以下、「新ガイドライン」という。）公表。文部科学省から各研究機関に、平成26年度中に新ガイドラインを踏まえ体制や関係規程の整備等を行うよう要請。
- 本学においては、研究不正防止委員会の下に研究不正防止対策WGを設置し本学の体制及び規定等について検討。
- 研究不正防止委員会（平成27年1月20日開催及び平成27年2月17日催）議決

【改正の概要】

新ガイドライン等に基づき、

- 研究倫理教育を含む防止対策の実施体制等を整備
- 迅速性、透明性及び明確な責任体制等の観点で、不正行為への対応に係る体制及び手続き等を見直し。

【主な改正点】

- 総長を委員長とする研究不正防止委員会の廃止。
- 理事等を委員長とする常設の委員会の設置。
- 事案毎に単独で設置されていた調査委員会を、常設の委員会の下に調査部会として設置。
- 「国立大学法人九州大学研究不正への対応に関する規程」の名称を「国立大学法人九州大学の適正な研究活動に関する規程」に改正。
- 研究者及び総長の責務の改正、研究担当理事の責務の追加。
- 各部局長を研究倫理教育責任者とすることを明記。
- 予備調査の実施体制の見直し（主たる部局から全学委員会へ）。
- 文部科学省、配分機関及び関係機関等への報告義務について明記。

【改正日程】

平成27年4月1日施行

- 九州大学適正な研究活動推進委員会規程の制定
- 国立大学法人九州大学研究不正への対応に関する規程の一部改正
（改正後：国立大学法人九州大学の適正な研究活動に関する規程）